

# 教育委員会定例会事項書

平成30年6月25日(月)  
13:30~ 教育委員室

## 1 開会宣言

議事録署名者 岩崎委員

## 2 前回定例会審議結果の確認(別紙参照)

## 3 議題

議案第12号 三重県立美術館協議会委員の任命について

## 4 報告題

報告 1 大阪府北部を震源とする地震発生に伴う安全点検等の状況について

報告 2 平成31年度三重県立高等学校入学者選抜実施日程・三重県立特別支援学校入学者選考実施日程について

報告 3 三重県いじめ問題対策連絡協議会委員の任命について

報告 4 三重県いじめ防止基本方針の改定について

報告 5 平成31年度三重県公立学校教員採用選考試験の申込状況について

## 5 閉会宣言



## 前回定例会の審議結果

### 1 日 時

平成30年6月1日(金)

開 会 13時30分

閉 会 14時32分

### 2 場 所

教育委員室

### 3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 廣田教育長、森脇委員、岩崎委員(報告1のみ)、黒田委員、原田委員

議事録署名者 黒田委員

### 4 採択議案の件名

議案第11号 平成31年度三重県立高等学校募集定員総数の策定について

### 5 請願陳情の付議の結果

該当なし

### 6 諸般の報告

報告1 三重県教育ビジョンの進捗状況について

### 7 その他会議において必要と認めた事項

該当なし

100

• 80 • 80 80 80 80 80 80 80 80

100

• 80 • 80 80 80 80 80 80 80 80

100

• 80 • 80 80 80 80 80 80 80 80

100

• 80 • 80 80 80 80 80 80 80 80

100

• 80 • 80 80 80 80 80 80 80 80

100

• 80 • 80 80 80 80 80 80 80 80

100

• 80 • 80 80 80 80 80 80 80 80

100

• 80 • 80 80 80 80 80 80 80 80

100

• 80 • 80 80 80 80 80 80 80 80

100

• 80 • 80 80 80 80 80 80 80 80

100

• 80 • 80 80 80 80 80 80 80 80

100

• 80 • 80 80 80 80 80 80 80 80

100

• 80 • 80 80 80 80 80 80 80 80

100

• 80 • 80 80 80 80 80 80 80 80

100

• 80 • 80 80 80 80 80 80 80 80

100

• 80 • 80 80 80 80 80 80 80 80

100

• 80 • 80 80 80 80 80 80 80 80

100

• 80 • 80 80 80 80 80 80 80 80

100

• 80 • 80 80 80 80 80 80 80 80

100

報告 1

大阪府北部を震源とする地震発生に伴う安全点検等の状況について

大阪府北部を震源とする地震発生に伴う安全点検等の状況について、別紙のとおり報告する。

平成30年6月25日提出

三重県教育委員会事務局  
教育総務課長  
学校経理・施設課長

1970  
1971  
1972

1973  
1974

## 大阪府北部を震源とする地震発生に伴う安全点検等の状況について

大阪府北部を震源とする地震発生を受けて、平成30年6月19日付で文部科学省通知が発出されました。これを踏まえて、県教育委員会では、市町等教育委員会および県立学校に対し、平成30年6月20日付で、以下のとおりブロック塀等の安全点検等の実施について要請しました。

このうち、県立学校のブロック塀等の設置状況等について、各学校での調査結果等を取りまとめました。

### 1 県教育委員会から市町等教育委員会及び県立学校への依頼内容

各市町等教育委員会及び各県立学校あてに、ブロック塀等の安全点検及び通学路の安全確認を依頼し、点検結果の報告期限については、市町等教育委員会は6月29日、県立学校は6月22日としました。(詳細は別添1のとおりです。)

具体的な点検・調査内容等は、以下のとおりです。

#### (1) 学校におけるブロック塀等の安全点検について

- ①平成20年3月10日国土交通省告示第282号に定められている判定基準により、ブロック塀等の耐震対策の状況について点検を実施する。
- ②目視、下げ振り等により、ブロック塀等に著しいひび割れや破損、傾斜が生じていないかを確認する。

#### (2) 通学路の安全確認等について

「学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き」を参考に、以下により通学路の安全確認等を実施する。

- ①通学路において地震発生時に倒壊や落下等のおそれがある塀や壁、建物等がないか点検を行う。
- ②通学路の確認結果について、児童生徒等や家庭や自治会、学校安全のボランティア団体と共有を行う。
- ③地震が起きた際に児童生徒等が自分自身の判断で身を守り迅速に避難できるよう、指導を徹底する。

### 2 県立学校のブロック塀等の設置状況と今後の対応について

#### (1) 設置状況

県立学校70校中、33校67箇所にブロック塀等がありました。(詳細は別添2のとおりです。)

#### (2) 耐震対策の状況に係る調査

##### ①調査方法

各県立学校において、建築基準法施行令におけるブロック塀等の構造基準を充たしているかについて、高さ等の測定や設計図書(図面等)による点検を行いました。

その中には、高さの測定方法などが不明確なブロック塀等（左右で地盤の高さが異なるもの、坂道に設置されているもの、基礎がコンクリートなどで高められているものなど）もあります。

また、モルタル吹付の壁や体育館の出入り口階段の手すりを施した壁のように、ブロック塀として扱うべきかどうかなどの事例もあります。

これらを含め、今後、一級建築士、二級建築士等の有資格者による詳細調査が必要なものもあります。

基礎、鉄筋は、設計図書（図面等）で確認する必要がありますが、設計図書がない場合には、基礎を掘ったりブロック塀の一部を壊したりして、直接確認する必要があります。

以下は、今回の学校での調査結果をとりまとめたものであり、今後の詳細調査で件数が変更となる可能性があります。

## ②調査結果

### ア) 高さ、壁の厚さ、控壁

各学校で測定し、現時点では構造基準を充たしていないと分類したブロック塀等は、31校57箇所でした。

#### 【内訳】

i) 高さ 1校1箇所

ii) 壁の厚さ 8校 8箇所

iii) 控壁 31校57箇所

### イ) 基礎、鉄筋

#### i) 基礎

・基準を充たしていることが図面で確認できたもの 2校2箇所

・設計図書がないため、基準を充たすかどうか確認できないもの 33校65箇所

・基準を充たしていないことが確認できたもの なし

#### ii) 鉄筋

・基準を充たしていることが図面で確認できたもの 2校2箇所

・設計図書がないため、基準を充たすかどうか確認できないもの 31校56箇所

・基準を充たしていないことが確認できたもの なし

※ 高さ、壁の厚さ、控壁、基礎、鉄筋のすべての基準を充たしていると区分できるものは、1校1箇所です。

## (3)劣化・損傷の状況

各学校で目視により点検した結果、ひび割れや破損等が確認されたブロック塀等は16校28箇所ありました（全ての箇所が上記（2）①ア）の基準を充たさないブロック塀等に含まれています）。

#### (4) 今後の対応

##### ①注意喚起による安全確保

今回の点検により基準を充たしていないブロック塀等と今後、詳細調査を要するブロック塀等については、その形状や設置場所、周囲の状況等に応じて、注意表示やロープ、コーン、バリケードなどにより児童生徒等が近づかないよう、各学校において注意喚起を行います。

##### ②詳細調査の実施

###### ア) 高さ等の確認

高さの測定方法などが不明確なブロック塀等(左右で地盤の高さが異なるもの、坂道に設置されているもの、基礎がコンクリートなどで高められているものなど)や、控壁の形状の確認が必要なものなどについては、現地で有資格者による調査を行います。また、劣化・損傷等について、専門家の視点で確認を行います。

###### イ) ブロック塀等に該当するか否かの確認

門に接続して設置されているモルタル吹付の壁や体育館の出入り口階段の壁については、その構造がブロック塀に該当するか否かについて、業者への委託やその他の確認方法を検討します。

###### ウ) 基礎と鉄筋

設計図書のないブロック塀等は、基礎の掘削や塀の一部を壊しての確認が必要になりますが、上記ア)、イ)の結果を踏まえて、業者委託の必要性を検討します。

##### ③基準を充たさないブロック塀等の対応

今回の調査で高さの基準を充たさないなどが明らかになったブロック塀等や今後の詳細調査で基準を充たさないことが明らかになったブロック塀等については、撤去とフェンスの設置など必要な代替措置を検討し、対応を行うこととします。

### 3 市町等教育委員会の調査結果への対応について

公立小中学校及び幼稚園の安全点検調査の結果については、その内容を確認し、取りまとめ次第、公表を行います。

調査の結果、判定基準の何れかに該当するブロック塀等があった場合は、速やかに注意喚起を行うとともに、撤去・補修・改修などの必要な安全対策を講じるよう市町等教育委員会に要請します。

また、7月6日に予定している市町等教育長会議において、今回の安全点検の状況や市町等教育委員会での防災教育の取組について、意見交換を行い、効果的な取組を共有します。

教委第 02-01号  
平成30年6月20日

各市町等教育委員会教育長様

三重県教育委員会事務局 学校防災推進監  
学校経理・施設課長

学校におけるブロック塀等の安全点検と通学路の安全確認について（依頼）

6月18日の大阪府北部を震源とする地震により、小学校のプールのブロック塀が倒壊した事故を受け、文部科学省から、別紙1のとおり学校におけるブロック塀等の安全点検と通学路の安全確認についての通知がありました。つきましては、通知の趣旨をご理解いただきいた上で、下記のとおり対応いただきますようお願いします。

また、7月6日に予定している市町等教育長会議におきまして、今回の安全点検の状況や各市町教育委員会での防災教育の取組について、意見交換を行い、効果的な取組を共有したいと考えていますので、よろしくお願いします。

記

1. 学校におけるブロック塀等の安全点検について

学校施設については、平成27年10月30日付け文部科学省通知「学校施設の維持管理の徹底について」に基づき、維持管理を行うこととされており、引き続き適切な対応をお願いします。

今回の調査は、ブロック塀等（組積造の塀と補強コンクリートブロック造の塀）について、平成20年3月10日国土交通省告示第282号に定められている判定基準に基づき、（1）ブロック塀等の耐震対策の状況に係る調査、（2）劣化・損傷の状況に係る調査を行うものです。判定基準の何れかに該当するブロック塀等は、速やかに注意喚起や適切な補修・改修を行うなど、必要な安全対策を講じるようお願いします。

（1）ブロック塀等の耐震対策の状況に係る調査

平成20年3月10日国土交通省告示第282号に定められている判定基準は、建築基準法施行令に規定されているものであり、その内容は別紙2のとおりです。

これに照らして、所管する学校に設置されているブロック塀等の耐震対策の状況について、別紙2に基づき点検を実施し、別紙3調査表により所管する学校分をとりまとめの上、平成30年6月29日（金）までに下記担当（教育総務課）あてにご回答いただきますようお願いします。

### 【点検の実施方法】

- ① 各学校でブロック塀等の有無を確認してください。
- ② ブロック塀等がある場合には高さを測定し、1.2m超であれば「補強コンクリートブロック造の塀」の欄、高さ1.2m以下であれば「組積造の塀」の欄により記入してください。
- ③ 別紙2に基づき、ブロック塀等の「壁の厚さ」と「控壁」が基準を満たしているかを確認し、基準を満たしている場合は「○」を調査表に記載してください。基準を満たしていない場合は、その内容も記載してください。
- ④ 「基礎」と「鉄筋」は設計図書（図面等）で確認し、設計図書等が保管されておらず確認できない場合は、その旨を調査表に記載してください。

### （2）劣化・損傷の状況に係る調査

目視、下げ振り等により、ブロック塀等に著しいひび割れや破損、傾斜が生じていないかを確認し、別紙3調査表に記載してください。

## 2 通学路の安全確認について

文部科学省からの通知では、各学校においては、「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（平成24年3月文部科学省）において「地震による揺れを感じたら、周囲の状況を十分に確認して「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に身を寄せる。ブロック塀や屋根瓦、自動販売機、ガラス、外壁、電線等の落下物や転倒物、液状化や隆起するマンホールなどにも注意が必要。」とされていることを踏まえ、改めて通学路を確認し、地震が起きた際に児童生徒等が自分自身の判断で身を守つたり迅速に避難できるよう、指導の徹底することとされています。

つきましては、「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」を参考に、以下により通学路の安全確認等を実施していただきますようお願いします。

- ① 通学路に地震発生時に倒壊や落下のおそれがある塀や壁、建物等がないか点検を行うことを確認する。
- ② 通学路の点検結果について、児童生徒等や家庭、自治会、学校安全のボランティア団体等と共有を行う。
- ③ 地震が起きた際に児童生徒等が自分自身の判断で身を守り迅速に避難できるよう、指導を徹底する。

### 事務担当 :

教育総務課 学校防災・危機管理班 森田  
電話059-224-3301 FAX059-224-2319  
Email : mekiki@pref.mie.jp

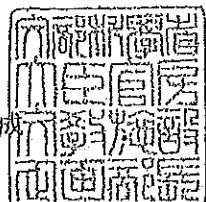
学校経理・施設課 県立学校経理・施設班 長谷川、磯和  
電話059-224-2955 FAX059-224-2319  
Email : keirishi@pref.mie.jp

30文科施第112号  
平成30年6月19日

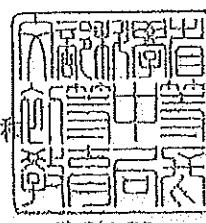


各都道府県・指定都市教育委員会教育長  
各 都 道 府 県 知 事  
各 指 定 都 市 市 長  
附属学校を置く各國公立大学法人学長  
構造改革特別区域法第1.2条第1項の  
認定を受けた地方公共団体の長

文部科学省大臣官房文教施設企画部長  
平井 明



(印影印刷)



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長  
高橋道

6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震により、大阪府高槻市立寿栄小学校においてプールのブロック塀が倒壊し、その塀に挟まれた女子児童が亡くなるという事故が発生しました。

事故の原因については現在判明していませんが、文部科学省では從来から、「学校施設の維持管理の徹底について」(平成27年10月30日通知)等により、学校施設が常に健全な状態を維持できるよう、適切な維持管理をお願いしています。

つきましては、各学校設置者におかれましては、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀(以下「ブロック塀等」という。)について、平成20年3月10日国土交通省告示第282号に定められている判定基準に基づき、耐震対策の状況及び劣化・損傷の状況に係る安全点検を行うとともに、判定基準のいずれかに該当するブロック塀等については、速やかに、注意喚起を行う等の必要な安全対策を実施するようお願いします。

また、各学校においては、「学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き」(平成24年3月文部科学省)において「地震による揺れを感じたら、周囲の状況を十分に確認して「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に身を寄せる。ブロック塀や屋根瓦、自動販売機、ガラス、外壁、電線等の落下物や転倒物、液状化や隆起するマンホールなどにも注意が必要。」とされていることを踏まえ、改めて通学路を確認し、地震が起きた際に児童生徒等が自分自身の判断で身を守ったり迅速に避難できるよう、指導を徹底するようお願いします。

このことについて、都道府県教育委員会においては城内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対し、各指定都市教育委員会においては所管の学校に対し、都道府県知事及び各

指定都市市長においては所轄の私立学校に対し、附属学校を置く各國公立大学法人におかれでは所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体においては、所管の学校に対して周知いただくようお願いします。

なお、追って近日中に、各学校設置者における取組に関する進捗状況を調査する予定であることを申し添えます。

<本件に関する問い合わせ先>

(学校におけるブロック塀の安全点検に関すること)

文部科学省大臣官房文教施設企画部  
施設企画課防災推進室施設防災企画係  
TEL : 03-5253-4111 (内線2235、3184)

(登下校時の安全に関すること)

文部科学省初等中等教育局  
健康教育・食育課防災教育係  
TEL : 03-5253-4111 (内線2670)

(参考)

建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成20年3月10日国土交通省告示第282号）（抜粋）

調査項目	判定基準
ブロック塀等の耐震対策の状況	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第61条又は第62条の8の規定に適合しないこと。
ブロック塀等の劣化・損傷の状況	著しいひび割れ、破損又は傾斜が生じていること。

**建築基準法施行令におけるブロック塀等の構造基準**

項目	補強コンクリートブロック造の塀(※1) (建築基準法施行令第62条の8)	組積造の塀(※2) (建築基準法施行令第61条)
(1) 高さ	2.2m以下とする	1.2m以下とする
(2) 壁の厚さ	15cm以上 (高さが2m以下の塀は10cm以上)	その部分から壁頂までの垂直距離の1/10以上
(3) 拡壁(※3)	高さが1.2mを超える場合は、3.4m以下ごとに、径9mm以上の鉄筋を配した拡壁で基礎の部分において壁面から高さの1/5以上突出したものを設ける。	長さ4m以下ごと、壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出した拡壁(木造のものを除く)を設ける。 ただし、その部分における壁の厚さが(2)による壁の厚さの1.5倍以上ある場合を除く。
(4) 基礎	高さが1.2mを超える場合、基礎の丈は35cm以上とし、根入れ深さは30cm以上とする。	基礎の根入れ深さは20cm以上とする。
(5) 鉄筋	①壁頂部及び基礎に横筋を配置する ②壁の端部及び隅角部に縦筋を配置する ③径9mm以上の鉄筋を配置する ④鉄筋を縦横に80cm以下 の間隔で配置する ⑤鉄筋の末端はかぎ状に折り曲げる ⑥縦筋は壁頂部及び基礎の横筋にかぎ掛けして定着する ⑦横筋はこれらの縦筋にかぎ掛けして定着する ⑧⑨の縦筋をその径の40倍以上基礎に定着させる場合にあっては、縦筋の末端は、基礎の横筋にかぎ掛けしないことができる	

※1) コンクリートブロックを鉄筋で補強した塀

※2) コンクリートブロック造、れんが造、石造等の塀

※3) 主壁に対して直角方向に突き出した補助的な壁で、主壁の支持・補強の役割を果たす壁

ブロック塀等の耐震対策の状況に係る調査表(市町教委用:回答様式)

(別紙3-1)

1. 市町名	2. 所属	担当者職氏名	3. 電話番号	4. ブロック塀等の有無
				※無の場合には調査は終了です。

5. 学校名 (場所名)	6. 設置年度	7. 劣化・損傷の状況	8. 建築基準法施行令の構造基準との比較結果			備考
			(1)高さ	(2)壁の厚さ	(3)控壁	

※3箇所以上の場合は行を追加し合は、不明である場合、※書じいひび割れ、破損又は傾斜の有無について記載してください。  
※不明である場合は、不明である旨記載してください。

※構造基準が満たされていない場合は、その内容を記載してください。  
※設計図書等が保管されていない場合はその旨を記載してください。されば記載してください。

(事務担当)  
教育委員会事務局 教育総務課  
明石、森田  
電話 059-224-3301  
FAX 059-224-2319

プロック塀等の耐震対策の状況に係る調査表(市町教委用:記入例)

(別紙3-2)

1. 市町名 ○○町	2. 所属 教育委員会事務局 総務課	担当者職氏名 課長 三重 太郎	3. 電話番号 059-123-4567	4. プロック塀等 の有無 有
---------------	--------------------------	--------------------	-------------------------	-----------------------

5. 学校名 (場所名)	6. 設置年度	7. 劣化・損傷の状況	8. 建築基準法施行令の構造基準との比較結果				備考
			(1)高さ	(2)壁の厚さ	(3)柱壁	(4)基礎	
A中学校	平成3年度	異常なし	○	○	○	○	
B中学校 (校門付近)	昭和57年度	異常なし	○	○	○	○	
B中学校 (グランド西側)	不明	著しいひび割れが生じている。	○	○	○	○	

※3箇所以上の場合、不明である場合は、不明である旨記載してください。  
 ※著しいひび割れ、破損又は傾斜の有無について記載してください。  
 ※構造基準が満たされていない場合は、その内容を記載してください。  
 ※設計図書等が保管されていない場合は、その旨を記載してください。  
 ※設計図書等が保管されている場合は、記載してください。

(事務担当)

教育委員会事務局 教育総務課  
明石、森田  
電話 059-224-3301  
FAX 059-224-2319

教委第 02-01 号

平成30年6月20日

各県立学校長様

三重県教育委員会事務局 学校防災推進監  
学校経理・施設課長

### 学校におけるブロック塀等の安全点検と通学路の安全確認について（依頼）

6月18日の大阪府北部を震源とする地震により、小学校のプールのブロック塀が倒壊した事故を受け、文部科学省から、別紙1のとおり学校におけるブロック塀等の安全点検と通学路の安全確認についての通知がありました。つきましては、通知の趣旨をご理解いただきいた上で、下記のとおり対応いただきますようお願いします。

#### 記

##### 1 学校におけるブロック塀等の安全点検について

学校施設については、平成27年10月30日付け文部科学省通知「学校施設の維持管理の徹底について」に基づき、維持管理を行うこととされており、引き続き適切な対応をお願いします。

今回の調査は、ブロック塀等（組積造の塀と補強コンクリートブロック造の塀）について、平成20年3月10日国土交通省告示第282号に定められている判定基準に基づき、(1) ブロック塀等の耐震対策の状況に係る調査、(2) 劣化・損傷の状況に係る調査を行うものです。判定基準の何れかに該当するブロック塀等は、速やかに注意喚起や適切な補修・改修を行うなど、必要な安全対策を講じるようお願いします。

##### (1) ブロック塀等の耐震対策の状況に係る調査

平成20年3月10日国土交通省告示第282号に定められている判定基準は、建築基準法施行令に規定されているものであり、その内容は別紙2のとおりです。

これに照らして、所管する学校に設置されているブロック塀等の耐震対策の状況について、別紙2に基づき点検を実施し、別紙3調査表により所管する学校分をとりまとめの上、平成30年6月22日（金）までに下記担当（学校経理・施設課）あてにご回答いただきますようお願いします。

#### 【点検の実施方法】

- ① 各学校でブロック塀等の有無を確認してください。
- ② ブロック塀等がある場合には高さを測定し、1.2m超であれば「補強コンクリートブロック造の塀」の欄、高さ1.2m以下であれば「組積造の塀」の欄により記入してください。
- ③ 別紙2に基づき、ブロック塀等の「壁の厚さ」と「控壁」が基準を満たしてい

るかを確認し、基準を満たしている場合は「○」を調査表に記載してください。  
基準を満たしていない場合は、その内容も記載してください。

- ④ 「基礎」と「鉄筋」は設計図書（図面等）で確認し、設計図書等が保管されておらず確認できない場合は、その旨を調査表に記載してください。

## (2) 劣化・損傷の状況に係る調査

目視、下げる振り等により、ブロック塀等に著しいひび割れや破損、傾斜が生じていないかを確認し、別紙3調査表に記載してください。

## 2 通学路の安全確認について

文部科学省からの通知では、各学校においては、「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（平成24年3月文部科学省）において「地震による揺れを感じたら、周囲の状況を十分に確認して「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に身を寄せる。ブロック塀や屋根瓦、自動販売機、ガラス、外壁、電線等の落下物や転倒物、液状化や隆起するマンホールなどにも注意が必要。」とされていることを踏まえ、改めて通学路を確認し、地震が起きた際に児童生徒等が自分自身の判断で身を守つたり迅速に避難できるよう、指導の徹底することとされています。

つきましては、「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」を参考に、以下により通学路の安全確認等を実施していただきますようお願いします。

- ① 通学路に地震発生時に倒壊や落下のおそれがある塀や壁、建物等がないか点検を行うことを確認する。
- ② 通学路の点検結果について、児童生徒等や家庭、自治会、学校安全のボランティア団体等と共有を行う。
- ③ 地震が起きた際に児童生徒等が自分自身の判断で身を守り迅速に避難できるよう、指導を徹底する。

### 連絡先 計画課防災・危機管理班

事務担当：教育総務課 学校防災・危機管理班 森田  
電話 059-224-3301 FAX 059-224-2319

学校経理・施設課 県立学校経理・施設班 長谷川、磯和  
電話 059-224-2955 FAX 059-224-2319

Email: keirishi@pref.mie.jp

ブロック塀等の耐震対策の状況に係る調査表(県立学校用:回答様式)

(別紙3-1)

1. 学校名	2. 担当者名	3. 電話番号	4. ブロック塀等の有無
※無の場合「は調査」は終了です。			

5. 塀が設置されている箇所	6. 設置年度	7. 爰化・損傷の状況	8. 建築基準法施行令の構造基準との比較結果				備考
			(1)高さ	(2)壁の厚さ	(3)控壁	(4)基礎	

※3箇所以上の場合は、不明である場合を追加してください。  
※不明である場合は、不明である旨記載してください。  
※著しいひび割れ、破損又は傾斜の有無について記載してください。  
※構造基準が満たされていない場合は、その内容を記載してください。  
※設計図書等が保管されていない場合はその旨を記載してください。  
※その他補記する事項は、記載してください。

(事務担当)  
教育委員会事務局 学校経理・施設課  
長谷川、磯和  
電話 059-224-2955

### プロツク帰等の耐震対策の状況に係る調査表(県立学校用:記入例)

(別紙3-2)

1. 学校名 ○○高等学校	2. 担当者名 三重 太郎	3. 電話番号 059-123-4567	4. プロック塀等 の有無 有
------------------	------------------	-------------------------	-----------------------

※無の場合は調査は終了です。

5. 塔が設置されている箇所	6. 設置年度	7. 劣化・損傷の状況	8. 建築基準法施行令の構造基準との比較結果			
			(1)高さ	(2)壁の厚さ	(3)柱壁	(4)基礎
正門近く	平成3年度	異常なし	○	○	○	○
グランド西側	昭和57年度	異常なし	○	○	○	設計図書が保管されていない。
校舎東側	不明	著しいひび割れが生じている。	○	○	○	間隔が構造基準より広い。

※3箇所以上の場合は行を追加して下さい。※不明である場合は、不明である旨記載してください。  
※著しいひび割れ、破損又は傾斜の有無について記載してください。  
※構造基準が満たされていない場合は、その内容を記載してください。  
※構造図書等が保管されていない場合は、その旨を記載してください。  
※その他補記するごことがあれば記載してください。

(事務担当) 教育委員会事務局 学校経理・施設課  
長 鈴川、儀和 電話 059-224-2955  
FAX 059-224-3040

## 県立学校のブロック塀等の耐震対策及び劣化・損傷の状況に係る調査結果

【別添2】

平成30年6月25日  
三重県教育委員会△印は土が被さる等により目視での確認ができなかったもの  
※印は設計図書(図面等)での確認ができなかったもの

番号	1. 学校名	2. 塀が設置されている箇所	3. 設置年度	4. 建築基準法施行令の構造基準の点検結果					5. 劣化・損傷の状況	備考
				(1)高さ	(2)壁の厚さ	(3)控壁	(4)基礎	(5)鉄筋		
1	桑名	プール西側	不明	×	○	×	※	※	異常なし	
		北門近く	不明	○	○	△	※	※	異常なし	
2	桑名西	屋外トイレ(中庭)	昭和47年	○	○	○	※	※	異常なし	
3	桑名北	正門近く	不明	○	○	×	※	※	ひび割れあり	
		テニス壁打ち練習板	昭和62年度頃	×	○	×	※	※	異常なし	
4	四日市南	本館(第1棟)東側自販機横	不明	○	○	○	※	-	ひび割れあり	120cm以下(鉄筋の有無は今後の調査による)
5	四日市農芸	正門(門柱袖壁)	不明	○	○	×	※	※	損傷あり	
		テニス壁打ち練習板	平成11年度	×	○	×	※	※	ひび割れあり	
6	四日市工業	南門	平成7年度	○	○	×	※	-	異常なし	120cm以下(鉄筋の有無は今後の調査による)
		北東部	不明	×	○	×	※	※	異常なし	
7	四日市商業	東門側通用路	不明	×	×	×	※	※	異常なし	
8	北星	旧正門横	不明	○	○	×	※	※	異常なし	
9	四日市西	テニス壁打ち練習板	平成22年度	○	○	×	※	※	異常なし	
10	神戸	校舎北側	昭和62年度	○	○	×	※	※	異常なし	
		グラウンド東側	昭和58年度	○	○	×	※	※	異常なし	
		テニスコート西側	不明	○	○	×	※	-	異常なし	120cm以下(鉄筋の有無は今後の調査による)
11	白子	敷地外周塀一部(敷地の北東部)	昭和57年度	○	×	×	※	※	ひび割れあり	
12	龜山	体育館北側の昇降口袖壁(西側)	昭和56年度	○	○	×	※	※	異常なし	
		体育館北側の昇降口袖壁(東側)	昭和56年度	×	○	×	※	※	ひび割れあり	
		武道場東側入口(西側)	平成11年度	○	○	×	※	※	異常なし	
		武道場東側入口(中央)	平成11年度	○	○	×	※	※	異常なし	
		武道場東側入口(東側)	平成11年度	○	○	×	※	※	異常なし	
13	石薬師	第庭(校長室北側)	不明	○	○	×	※	※	ひび割れあり	
14	津東	正門近く	不明	○	○	△	※	※	ひび割れあり	
		北門横	昭和39年度	○	○	×	※	※	ひび割れあり	
15	津工業	校舎敷地(南面)隣地境界	不明	○	○	×	※	※	異常なし	
16	みえ夢学園	正門東側	平成10年度	○	○	×	○	○	異常なし	
		グラント(テニスコート)南東コーナー	不明	○	○	×	※	※	異常なし	
17	白山	砂場 南側	不明	○	×	×	※	※	損傷あり	
18	松阪工業	寄宿舎西側境界	不明	○	○	×	※	※	損傷、経年劣化あり	
19	飯南	テニス壁打ち練習板	昭和56年度	×	○	×	※	※	ひび割れあり	
20	相可	正門	平成5年度	○	○	×	※	※	異常なし	
		門(西側)	平成5年度	○	○	×	※	※	異常なし	
		果樹園の門	不明	○	○	○	※	※	異常なし	

番号	1. 学校名	2. 塙が設置されている箇所	3. 設置年度	4. 建築基準法施行令の構造基準の点検結果					5. 劣化・損傷の状況	備考	
				(1)高さ	(2)壁の厚さ	(3)控壁	(4)基礎	(5)鉄筋			
21	宇治山田	本館北側	不明	○	○	×	※	-	異常なし	120cm以下(鉄筋の有無は今後の調査による)	
		第二屋外運動場	不明	○	×	×	※	-	異常なし	120cm以下(鉄筋の有無は今後の調査による)	
		第二屋外運動場	不明	○	○	○	※	※	ひび割れあり		
		第二屋外運動場	不明	○	○	×	※	※	異常なし		
		テニス壁打ち練習板	不明	×	○	×	※	※	ひび割れあり		
22	伊勢工業	西門付近	不明	○	○	×	※	※	異常なし		
		校舎東側	不明	×	○	×	※	※	異常なし		
23	伊勢まなび高等学校	正門通り	不明	○	○	×	※	※	異常なし		
24	明野	県道境界:北東側	不明	○	×	×	※	-	異常なし	120cm以下(鉄筋の有無は今後の調査による)	
		農機具庫西側	昭和51年度	○	○	○	※	※	異常なし		
25	鳥羽	テニスコート	不明	×	×	×	※	※	異常なし		
26	志摩	教室棟東側 南出入口	不明	×	×	×	※	※	異常なし		
27	南伊勢	南勢校舎 体育館隣トイレ裏	不明	○	○	×	※	※	異常なし		
28	あけぼの学園	正門付近	不明	○	○	×	※	※	ひび割れ、接合部にズレあり		
		通用門付近	不明	○	○	×	※	※	異常なし		
29	伊賀白鳳	正門東側擁壁 (校舎側)	不明	○	○	△	※	-	異常なし	120cm以下(鉄筋の有無は今後の調査による)	
		正門西側擁壁 (校舎側)	不明	○	○	○	※	-	異常なし	120cm以下(鉄筋の有無は今後の調査による)	
		渡り廊下(管理棟トレーニング場間)	不明	○	○	○	○	○	異常なし		
30	尾鷲	ホール	不明	○	×	×	※	※	ひび割れあり		
31	盲	教室棟裏	不明	○	○	×	※	※	ひび割れあり		
		特別教室棟裏	不明	○	○	×	※	※	ひび割れあり		
		寄宿舎第1棟裏	不明	○	○	×	※	※	ひび割れ、接合部にズレあり		
		寄宿舎第2棟横	不明	○	○	×	※	※	ひび割れ、接合部にズレあり		
		サービス棟裏	不明	○	○	×	※	※	ひび割れあり		
32	稲葉	高等部等から運動場への階段	不明	○	○	○	※	-	ひび割れあり	120cm以下(鉄筋の有無は今後の調査による)	
		小学部棟から体育馆への通路	不明	○	○	×	※	※	ひび割れあり		
		体育馆前階段	不明	○	○	×	※	※	ひび割れあり		
		体育馆から屋外トイレへの階段	不明	○	○	○	※	※	ひび割れあり		
		体育馆裏階段(東側)	不明	○	○	×	※	※	ひび割れあり		
		体育馆裏階段(西側)	不明	○	○	×	※	※	ひび割れあり		
33	度会特支	正門左右	昭和55年度	○	○	×	※	※	異常なし		
		寄宿舎棟敷地奥	不明	○	○	○	※	※	異常なし		
		裏門通用路	不明	○	○	×	※	※	ひび割れあり		
33校	67箇所	点検結果内訳				○ 56	59	10	2	2	
						× 11	8	54	0	0	
						△ -	-	3	-	7	
						※ -	-	-	-	9	
						計	67	67	67	67	

△印は基準を充たしていないものとして扱っています

報告 2

平成 31 年度三重県立高等学校入学者選抜実施日程・  
三重県立特別支援学校入学者選考実施日程について

平成 31 年度三重県立高等学校入学者選抜実施日程・三重県立特別支援学校入学者選考実施日程について、別紙のとおり報告する。

平成 30 年 6 月 25 日提出

三重県教育委員会事務局  
高校教育課長  
特別支援教育課長



## 平成31年度三重県立高等学校入学者選抜実施日程

### ○ 全日制課程及び定時制課程

月日(曜日)	全 日 制 課 程	定 時 制 課 程
1月28日(月)	前期選抜・連携型中高一貫教育に係る選抜・特別選抜・スポーツ特別枠選抜願書等受付開始	
1月31日(木)	前期選抜・連携型中高一貫教育に係る選抜・特別選抜・スポーツ特別枠選抜願書等受付締切	
2月 7日(木) 8日(金)	前期選抜・連携型中高一貫教育に係る選抜・特別選抜・スポーツ特別枠選抜の検査 ※ 日程等の詳細は各高等学校が指定する。	
2月13日(水)	前期選抜・連携型中高一貫教育に係る選抜・特別選抜・スポーツ特別枠選抜の追検査	
2月15日(金)	前期選抜・連携型中高一貫教育に係る選抜・特別選抜・スポーツ特別枠選抜合格内定通知 後期選抜募集人数発表	
2月22日(金)	後期選抜願書等受付開始	
2月26日(火)		後期選抜願書等受付締切
2月27日(水)	後期選抜願書等受付締切	
3月 4日(月)	志願変更受付開始	
3月 5日(火)		志願変更受付締切
3月 6日(水)	志願変更受付締切	
3月11日(月)	後期選抜の検査	
3月18日(月)	合格者発表(前期選抜・連携型中高一貫教育に係る選抜・特別選抜・スポーツ特別枠選抜を含む。) 再募集公告	
3月19日(火)	追検査・再募集願書等受付開始	
3月20日(水)	追検査・再募集願書等受付締切	
3月22日(金)	追検査・再募集の検査	
3月26日(火)	追検査・再募集合格者発表	追加募集公告　追加募集願書等受付開始
3月27日(水)		追加募集願書等受付締切
3月28日(木)		追加募集の検査
3月29日(金)		追加募集合格者発表

#### 注

1 表中の「連携型中高一貫教育に係る選抜」は、飯南高等学校、南伊勢高等学校南勢校舎で実施する選抜を示す。

2 表中の「特別選抜」は、あけぼの学園高等学校、四日市工業高等学校(定時制課程)、北星高等学校、飯野高等学校(定時制課程)、みえ夢学園高等学校、伊勢まなび高等学校で実施する選抜を示す。

### ○ 通信制課程

月日(曜日)	前期選抜	月日(曜日)	後期選抜	月日(曜日)	再募集
1月28日(月)	願書等受付開始	2月22日(金)	願書等受付開始	3月26日(火)	願書等受付開始
1月31日(木)	願書等受付締切	2月26日(火)	願書等受付締切	4月 1日(月)	願書等受付締切
2月 7日(木)	検査	3月11日(月)	検査	4月 2日(火)	検査
2月15日(金)までに合格内定者に通知		3月18日(月)までに合格者に通知		4月 8日(月)までに合格者に通知	

## 平成31年度三重県立特別支援学校入学者選考実施日程

月日(曜日)	選 考	月日(曜日)	再 募 集
1月28日(月)	願書等受付開始	2月22日(金)	願書等受付開始
1月31日(木)	願書等受付締切	2月26日(火)	願書等受付締切
2月 8日(金)	選考	3月11日(月)	選考
2月14日(木)	合格者発表	3月13日(水)	合格者発表

※ 出願にあたっては、平成31年1月30日(水)までに、出願を希望する学校において教育相談を必ず受けること。



報告 3

三重県いじめ問題対策連絡協議会委員の任命について

三重県いじめ問題対策連絡協議会委員の任命について、別紙のとおり報告する。

平成30年6月25日提出

三重県教育委員会事務局  
生徒指導課長

the following year, and the first edition was published in 1895.

The following year, the author published his second book, *Die Geschichte der alten und neuen Kirche*.

In 1898, he published his third book, *Die Geschichte der alten und neuen Kirche*.

In 1899, he published his fourth book, *Die Geschichte der alten und neuen Kirche*.

In 1900, he published his fifth book, *Die Geschichte der alten und neuen Kirche*.

In 1901, he published his sixth book, *Die Geschichte der alten und neuen Kirche*.

In 1902, he published his seventh book, *Die Geschichte der alten und neuen Kirche*.

In 1903, he published his eighth book, *Die Geschichte der alten und neuen Kirche*.

In 1904, he published his ninth book, *Die Geschichte der alten und neuen Kirche*.

In 1905, he published his tenth book, *Die Geschichte der alten und neuen Kirche*.

In 1906, he published his eleventh book, *Die Geschichte der alten und neuen Kirche*.

In 1907, he published his twelfth book, *Die Geschichte der alten und neuen Kirche*.

In 1908, he published his thirteenth book, *Die Geschichte der alten und neuen Kirche*.

In 1909, he published his fourteenth book, *Die Geschichte der alten und neuen Kirche*.

In 1910, he published his fifteenth book, *Die Geschichte der alten und neuen Kirche*.

In 1911, he published his sixteenth book, *Die Geschichte der alten und neuen Kirche*.

In 1912, he published his seventeenth book, *Die Geschichte der alten und neuen Kirche*.

In 1913, he published his eighteenth book, *Die Geschichte der alten und neuen Kirche*.

In 1914, he published his nineteenth book, *Die Geschichte der alten und neuen Kirche*.

In 1915, he published his twentieth book, *Die Geschichte der alten und neuen Kirche*.

In 1916, he published his twenty-first book, *Die Geschichte der alten und neuen Kirche*.

In 1917, he published his twenty-second book, *Die Geschichte der alten und neuen Kirche*.

In 1918, he published his twenty-third book, *Die Geschichte der alten und neuen Kirche*.

In 1919, he published his twenty-fourth book, *Die Geschichte der alten und neuen Kirche*.

In 1920, he published his twenty-fifth book, *Die Geschichte der alten und neuen Kirche*.

In 1921, he published his twenty-sixth book, *Die Geschichte der alten und neuen Kirche*.

In 1922, he published his twenty-seventh book, *Die Geschichte der alten und neuen Kirche*.

In 1923, he published his twenty-eighth book, *Die Geschichte der alten und neuen Kirche*.

In 1924, he published his twenty-ninth book, *Die Geschichte der alten und neuen Kirche*.

In 1925, he published his thirtieth book, *Die Geschichte der alten und neuen Kirche*.

In 1926, he published his thirty-first book, *Die Geschichte der alten und neuen Kirche*.

In 1927, he published his thirty-second book, *Die Geschichte der alten und neuen Kirche*.

In 1928, he published his thirty-third book, *Die Geschichte der alten und neuen Kirche*.

In 1929, he published his thirty-fourth book, *Die Geschichte der alten und neuen Kirche*.

In 1930, he published his thirty-fifth book, *Die Geschichte der alten und neuen Kirche*.

In 1931, he published his thirty-sixth book, *Die Geschichte der alten und neuen Kirche*.

In 1932, he published his thirty-seventh book, *Die Geschichte der alten und neuen Kirche*.

In 1933, he published his thirty-eighth book, *Die Geschichte der alten und neuen Kirche*.

## 三重県いじめ問題対策連絡協議会委員の任命について

三重県では、いじめの防止等に関する機関及び団体が、いじめ防止対策において連携が図れるよう、それぞれの取組について情報交換等を行うため、三重県いじめ問題対策連絡協議会を条例により設置しています。

三重県いじめ問題対策連絡協議会の現委員の任期（平成 29 年 7 月 1 日～平成 30 年 6 月 30 日）については、平成 30 年 6 月 30 日までとなりますので、平成 30 年 7 月 1 日から次期委員の任命を行うこととなります。

### ○三重県いじめ問題対策連絡協議会の構成 別紙名簿のとおり

#### 1 根拠法令

いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 14 条第 1 項

三重県いじめ問題対策連絡協議会条例

（平成 26 年 3 月 27 日 三重県条例第 6 号）

2 委員数 15 人以内（三重県いじめ問題対策連絡協議会条例 第 3 条）

3 任期 1 年（三重県いじめ問題対策連絡協議会条例 第 4 条第 2 項）

4 設置日 平成 26 年 7 月 1 日

(別紙)

## 三重県いじめ問題対策連絡協議会委員

任期：平成30年7月1日～平成31年6月30日

区分	団体名等	氏名	所属・役職等	性別	新・再
有識者	学識経験者	藤原 正範	鈴鹿医療科学大学 保健衛生学部教授	男	再
	三重弁護士会	伊藤 仁	三重弁護士会 推薦弁護士	男	新
	三重県 臨床心理士会	久保 早百合	三重県臨床心理士会 推薦臨床心理士	女	再
学校	三重県 小中学校長会	中谷 美智代	津市立倭小学校長	女	再
	三重県 小中学校長会	松ヶ谷 孝子	津市立橋南中学校長	女	再
	三重県 高等学校長協会	矢田 覚	県立四日市西高等学校長	男	再
	三重県 私学協会	岡島 義信	青山高等学校	男	再
教育委員会	三重県 市町教育長会	笠原 秀夫	伊賀市教育委員会教育長	男	新
	三重県 市町教育長会	村島 起郎	紀北町教育委員会教育長	男	再
児相	三重県 児童相談センター	清水 正哉	中勢児童相談所長	男	再
法務局	津地方法務局	前野 政彦	津地方法務局 人権擁護課長	男	再
警察	三重県警察	近藤 順一	県警察本部 生活安全部少年課長	男	再
県	子ども・福祉部	野呂 幸利	県子ども・福祉部次長	男	再
	教育委員会事務局	宮路 正弘	県教育委員会事務局 学校教育担当次長	男	再

(参考)

**いじめ防止対策推進法(一部抜粋)(平成25年9月28日施行)**

**第二章 いじめ防止基本方針等**

**(いじめ問題対策連絡協議会)**

**第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に關係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。**

**三重県いじめ防止基本方針(一部抜粋)(平成26年1月29日策定)**

3 三重県が実施するいじめの防止等に関する施策

(2) 三重県いじめ問題対策連絡協議会の設置

いじめの防止等に關係する機関及び団体が、いじめ防止対策において連携が図れるよう、それぞれの取組についての情報交換等を行うため、法の趣旨を踏まえ「三重県いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。

(法第十四条第一項)

構成は、三重県小中学校長会、三重県高等学校長協会、三重県市町教育長会、三重県教育委員会、三重県私学協会、三重県児童相談センター、三重県警察、津地方法務局、三重県臨床心理士会、三重県弁護士会の各代表、及び学識経験者等とする。

**三重県いじめ問題対策連絡協議会条例(一部抜粋)(平成26年3月27日施行)**

**(組織)**

第三条 協議会は、委員十五人以内で組織する。

**(委員)**

第四条 委員は、いじめの防止等に關係する機関及び団体の職員並びにいじめの防止等に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、一年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることがある。

（此詩題參照《通志》）

報告 4

三重県いじめ防止基本方針の改定について

三重県いじめ防止基本方針の改定について、別紙のとおり報告する。

平成30年6月25日提出

三重県教育委員会事務局  
生徒指導課長



## 三重県いじめ防止基本方針の改定について

三重県いじめ防止基本方針（以下「県方針」という。）について、平成29年3月に改定された「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国方針」という）の改定内容を勘案しながら、「三重県いじめ防止条例」の基本理念にのっとり、県、学校の設置者、学校及び学校の教職員の責務、いじめの防止等のための基本的な施策等に基づいた内容とするため、改定することとします。

### 1 改定の背景

#### ○いじめの防止等に係る国及び県の動向

①平成25年9月「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）施行

②平成25年10月国方針を法第11条に基づき策定

③平成26年1月県方針を法第12条に基づき策定

（参考）平成28年3月 三重県教育施策大綱

三重県教育ビジョン

同年4月 三重県民力ビジョン第2次行動計画

④平成29年3月国方針改定

法施行から3年経過し、法に基づいた取組状況等を検討した結果、必要な措置を講じるため、改定

⑤平成30年4月「三重県いじめ防止条例」（以下「条例」という。）施行

社会総がかりでいじめの問題を克服するため、制定

### 2 基本的な考え方

現県方針については、国方針に基づき、以下の項目で構成されています。

- ・いじめの防止等のための基本的な方向
- ・いじめの定義
- ・いじめの理解
- ・いじめの防止等に関する基本的な考え方
- ・三重県が実施するいじめの防止等に関する施策
- ・学校が実施するいじめの防止等に関する施策
- ・重大事態への対処
- ・市町教育委員会との連携及び支援

本年4月に施行した条例には、基本理念や基本的な施策は示してあるため、平成29年3月に改定された国方針に示されている内容等を中心に示していく予定です。

### 3 今後の進め方

三重県いじめ問題対策連絡協議会（平成26年3月条例設置）及び三重県いじめ対策審議会（平成26年3月条例設置）において協議するとともに、関係団体に意見聴取することで、様々な立場の方の意見を聞きながら改定することとします。

○ 三重県いじめ問題対策連絡協議会（8月下旬、11月中旬の2回の開催を予定）

有識者 3人（学識経験者、弁護士、心理に関する専門家）

教育委員会 2人（市町教育長会）

学校関係 4人（小中学校長会、県立学校長会、私学）

関係機関 3人（三重県警察本部、児童相談センター、津地方法務局）

県 2人（子ども・福祉部、教育委員会事務局）

合計 14人

○三重県いじめ対策審議会（11月下旬の1回の開催予定）

有識者 1人（学識経験者）

職能団体 4人（弁護士会、臨床心理士会、医師会、社会福祉士会）

合計 5人

○意見聴取（10月頃 市町等教育委員会、PTA関係団体、職員団体等）

#### 4 改定までの主な予定（案）

8月下旬 第1回いじめ問題対策連絡協議会

11月中旬 第2回いじめ問題対策連絡協議会

11月下旬 第1回いじめ対策審議会

1月末 改定

（改定までの主な予定は、実際の実施時期と異なる場合があります。）

報告 5

平成 31 年度三重県公立学校教員採用選考試験の申込状況について

平成 31 年度三重県公立学校教員採用選考試験の申込状況について、別紙のとおり報告する。

平成 30 年 6 月 25 日提出

三重県教育委員会事務局  
教職員課長

1. *W*ill you be my *b*ride?  
2. *W*ill you be my *l*over?  
3. *W*ill you be my *w4. *W*ill you be my *h*usband?  
5. *W*ill you be my *s*weetheart?  
6. *W*ill you be my *l*ady?  
7. *W*ill you be my *g*irlfriend?  
8. *W*ill you be my *g*irl?  
9. *W*ill you be my *g*irl?  
10. *W*ill you be my *g*irl?  
11. *W*ill you be my *g*irl?  
12. *W*ill you be my *g*irl?  
13. *W*ill you be my *g*irl?  
14. *W*ill you be my *g*irl?  
15. *W*ill you be my *g*irl?  
16. *W*ill you be my *g*irl?  
17. *W*ill you be my *g*irl?  
18. *W*ill you be my *g*irl?  
19. *W*ill you be my *g*irl?  
20. *W*ill you be my *g*irl?  
21. *W*ill you be my *g*irl?  
22. *W*ill you be my *g*irl?  
23. *W*ill you be my *g*irl?  
24. *W*ill you be my *g*irl?  
25. *W*ill you be my *g*irl?  
26. *W*ill you be my *g*irl?  
27. *W*ill you be my *g*irl?  
28. *W*ill you be my *g*irl?  
29. *W*ill you be my *g*irl?  
30. *W*ill you be my *g*irl?  
31. *W*ill you be my *g*irl?  
32. *W*ill you be my *g*irl?  
33. *W*ill you be my *g*irl?  
34. *W*ill you be my *g*irl?  
35. *W*ill you be my *g*irl?  
36. *W*ill you be my *g*irl?  
37. *W*ill you be my *g*irl?  
38. *W*ill you be my *g*irl?  
39. *W*ill you be my *g*irl?  
40. *W*ill you be my *g*irl?  
41. *W*ill you be my *g*irl?  
42. *W*ill you be my *g*irl?  
43. *W*ill you be my *g*irl?  
44. *W*ill you be my *g*irl?  
45. *W*ill you be my *g*irl?  
46. *W*ill you be my *g*irl?  
47. *W*ill you be my *g*irl?  
48. *W*ill you be my *g*irl?  
49. *W*ill you be my *g*irl?  
50. *W*ill you be my *g*irl?  
51. *W*ill you be my *g*irl?  
52. *W*ill you be my *g*irl?  
53. *W*ill you be my *g*irl?  
54. *W*ill you be my *g*irl?  
55. *W*ill you be my *g*irl?  
56. *W*ill you be my *g*irl?  
57. *W*ill you be my *g*irl?  
58. *W*ill you be my *g*irl?  
59. *W*ill you be my *g*irl?  
60. *W*ill you be my *g*irl?  
61. *W*ill you be my *g*irl?  
62. *W*ill you be my *g*irl?  
63. *W*ill you be my *g*irl?  
64. *W*ill you be my *g*irl?  
65. *W*ill you be my *g*irl?  
66. *W*ill you be my *g*irl?  
67. *W*ill you be my *g*irl?  
68. *W*ill you be my *g*irl?  
69. *W*ill you be my *g*irl?  
70. *W*ill you be my *g*irl?  
71. *W*ill you be my *g*irl?  
72. *W*ill you be my *g*irl?  
73. *W*ill you be my *g*irl?  
74. *W*ill you be my *g*irl?  
75. *W*ill you be my *g*irl?  
76. *W*ill you be my *g*irl?  
77. *W*ill you be my *g*irl?  
78. *W*ill you be my *g*irl?  
79. *W*ill you be my *g*irl?  
80. *W*ill you be my *g*irl?  
81. *W*ill you be my *g*irl?  
82. *W*ill you be my *g*irl?  
83. *W*ill you be my *g*irl?  
84. *W*ill you be my *g*irl?  
85. *W*ill you be my *g*irl?  
86. *W*ill you be my *g*irl?  
87. *W*ill you be my *g*irl?  
88. *W*ill you be my *g*irl?  
89. *W*ill you be my *g*irl?  
90. *W*ill you be my *g*irl?  
91. *W*ill you be my *g*irl?  
92. *W*ill you be my *g*irl?  
93. *W*ill you be my *g*irl?  
94. *W*ill you be my *g*irl?  
95. *W*ill you be my *g*irl?  
96. *W*ill you be my *g*irl?  
97. *W*ill you be my *g*irl?  
98. *W*ill you be my *g*irl?  
99. *W*ill you be my *g*irl?  
100. *W*ill you be my *g*irl?*

平成31年度三重県公立学校教員採用選考試験の申込み状況は次のとおりです。

		平成31年度採用			平成30年度採用					申込者数 の 増減 (a)-(c)	
		申込者数 (a)	採用見込数 (b)	倍率 (a)/(b)	申込者数 (c)	受験者数 (d)	合格者数 (e)	倍率			
								申込者 (c)/(e)	受験者 (d)/(e)		
校種等別	小学校	999	192	5.2	1,045	965	252	4.1	3.8	△ 46	
	中学校	933	84	11.1	939	868	126	7.5	6.9	△ 6	
	高等学校	645	52	12.4	760	666	57	13.3	11.7	△ 115	
	特別支援学校	97	16	6.1	97	91	17	5.7	5.4	0	
	養護教諭	211	20	10.6	224	209	28	8.0	7.5	△ 13	
	栄養教諭	55	3	18.3	60	52	5	12.0	10.4	△ 5	
合計		2,940	367	8.0	3,125	2,851	485	6.4	5.9	△ 185	
選考種別	一般選考	2,055	4		2,351	2,086	346	6.8	6.0	△ 296	
	障がい者特別選考		5		5	5	1	5.0	5.0	△ 1	
	スポーツ競技者特別選考	2			3	3	2	1.5	1.5	△ 1	
	小学校英語教育推進者特別選考	19			19	19	4	4.8	4.8	0	
	社会人特別選考 [I]	-			2	2	1	2.0	2.0	-	
	社会人特別選考	38			49	47	5	9.8	9.4	△ 11	
	教職経験者特別選考 [I]	51			53	51	23	2.3	2.2	△ 2	
	教職経験者特別選考 [II]	771			643	638	103	6.2	6.2	128	

※中学校、高等学校の採用見込数にはスポーツ競技者特別選考の各1名を含みます。

※申込者数は6月12日現在の数であり、申込要件等の確認作業により、今後若干変動することがあります。

※平成30年度採用の社会人特別選考は社会人特別選考 [II] を指します。

平成31年度三重県公立学校教員採用選考試験  
校種・教科等別申込状況

三重県教育委員会

校種等・教科・科目		採用見込数	申込者数
小学校教諭		約192名	999
中学校教諭	国語	約11名	136
	社会	約8名	179
	数学	約11名	114
	理科	約15名	81
	音楽	約3名	54
	美術	約4名	31
	保健体育	約12+1※1名	192
	技術	約2名	10
	家庭	約2名	15
	英語	約15名	121
小計		約83+1※1名	933
高等学校教諭	国語	約7名	77
	地理歴史	約3名	75
	数学	約11名	97
	理科	約5名	78
	保健体育	約6+1※2名	164
	家庭	約3名	19
	工業 機械系	約2名	18
	工業 電気電子系	約2名	8
	工業 建築系	約2名	6
	英語	約7名	69
	情報	約3名	34
	小計	約51+1※2名	645
特別支援学校教諭	小学部	約12名	66
	音楽	約2名	10
	保健体育	約2名	21
	小計	約16名	97
養護教諭		約20名	211
栄養教諭		約3名	55
合計		約365+2※1、2名	2,940

※1 この1名は、スポーツ競技者特別選考(中学校保健体育)の採用見込数です。

※2 この1名は、スポーツ競技者特別選考(高等学校保健体育)の採用見込数です。

## 公立学校教員採用選考実施状況

年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
小学校教諭	申込者数	833	958	1,007	1,075	1,083	1,042	1,019	1,026	1,045
	受験者数	762	882	927	987	1,009	974	936	964	965
	1次合格者数	365	413	446	510	567	476	505	508	518
	2次合格者数	171	210	200	240	290	238	252	247	252
中学校教諭	申込者数	916	975	979	1,044	1,042	1,032	1,020	1,005	939
	受験者数	803	869	859	943	950	936	937	907	868
	1次合格者数	284	349	320	357	367	369	359	386	358
	2次合格者数	102	141	125	138	145	138	133	132	126
高等学校教諭	申込者数	751	927	938	938	891	848	870	806	760
	受験者数	629	776	798	803	790	744	760	694	666
	1次合格者数	225	311	298	268	304	205	268	178	169
	2次合格者数	79	128	106	93	111	72	87	61	57
特別支援学校教諭	申込者数	44	72	73	72	84	77	76	88	97
	受験者数	41	66	68	63	82	74	72	82	91
	1次合格者数	27	32	37	33	51	36	40	48	42
	2次合格者数	13	16	16	13	25	16	18	21	17
養護教諭	申込者数	217	231	226	227	238	218	196	219	224
	受験者数	196	211	204	200	213	202	181	201	209
	1次合格者数	51	72	36	53	71	60	56	67	77
	2次合格者数	17	26	12	17	24	23	19	22	28
栄養教諭	申込者数	82	88	66	66	57	67	53	57	60
	受験者数	66	69	47	54	48	54	41	52	52
	1次合格者数	30	25	24	16	13	22	14	18	16
	2次合格者数	10	8	8	5	5	6	5	5	5
合計	申込者数	2,843	3,251	3,289	3,422	3,395	3,284	3,234	3,201	3,125
	受験者数	2,497	2,873	2,903	3,050	3,092	2,984	2,927	2,900	2,851
	1次合格者数	982	1,202	1,161	1,237	1,373	1,168	1,242	1,205	1,180
	2次合格者数	392	529	467	506	600	493	514	488	485

注1) 平成14年度採用から盲・聾・養護学校教諭の別枠募集を廃止した。

注2) 平成17、18、19年度採用においては、自立活動教諭(肢体不自由教育)の募集を行い、その他の盲・聾・養護学校教諭は相当校種に含めて募集した。

注3) 平成19年度採用から栄養教諭の募集を開始した。

注4) 平成20年度採用からは盲・聾・養護学校は、特別支援学校に名称変更した。

注5) 平成21年度採用から特別支援学校教諭の募集を開始した。

